同時廃止事件の申立てに当たってのお願い

横浜地方裁判所第3民事部同時廃止係

当係では、迅速な開始決定を目指して早期面接手続を行っていますが、必要な書類の提出が欠けているために審査ができない事例や、追完までに長い期間を要して早期面接手続の趣旨を失ってしまう事例も散見されます。

このような状況を踏まえ、平成30年5月に神奈川県弁護士会の協力を得て、新書式の申立書を作成し、同弁護士会のホームページで公開させていただいております。

つきましては、今後の申立てに当たりましては、この新書式をご利用いただきますとともに、迅速な審査と開始のために次のような点についてもご協力をお願いいたします。

- 1 介入通知から申立までに6か月を超えている場合には、その事情についてご報告いただくとともに、その間の家計の余剰で財産が形成できなかった理由についても明らかにしてください。
- 2 介入通知後の賞与や保険の解約返戻金については、その使途を具体的に 明らかにしてください。
- 3 申立時に追完とされた書類については、必ず1週間以内に提出してくだ さい。
- 4 家計表の収支の合計は、必ず一致させるようにしていただくとともに、 翌月繰越額と申立時の財産目録に相当のかい離がある場合には、その事情 も明らかにしてください。
- 5 債権者一覧表に記載されている各債権者について、借入終期や最終弁済 日が介入通知後である場合には、その事情を明らかにしてください。
- 6 生活保護受給中の場合は、次の点についてご協力ください。
 - (1) 受給証明書を添付してください。
 - (2) 受給期間中に借入れがあると、収入認定されて戻入を求められることがあります(生活保護法63条)ので、必ず保護課等との折衝状況を報告してください。
 - (3) 医療扶助を受けている場合で、家計表に医療費が計上されている場合には、その事情を説明してください。
- 7 次のような場合は原則として管財事件となる見込みですので、同時廃止手続を希望される場合にはその具体的理由を明らかにしてください。
 - (1) 現金が33万円を超える場合又はその他のいずれかの資産が20万を超える場合
 - (2) 自営業者であり現在も営業継続中の場合
 - (3) 現に登記が閉鎖されていない法人の代表者